

## 令和3年第8回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年 8 月 18 日 (水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 山本 正二  |     |        |     |       |
| 1番  | 井上 建夫  | 2番  | 井町 哲   | 3番  | 村上 浩一 |
| 5番  | 倉増 知   | 6番  | 阿部 好恵  | 7番  | 俵 薫   |
| 8番  | 中嶋 誠   | 9番  | 石田 健治郎 | 10番 | 萬代 泰生 |
| 11番 | 伊藤 美和子 | 13番 | 伊藤 新司  | 14番 | 中野 修  |
| 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 岸 英法   | 17番 | 武藤 康志 |
| 18番 | 安富 法明  | 19番 | 山本 正二  |     |       |
- 4 出席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 嶋田 義文 | 三戸 勲  | 野上 武史 |
| 山縣 正明 | 阿川 伸美 | 山田 孝治 |
- 5 欠席農業委員
- |          |           |
|----------|-----------|
| 4番 縄田 善博 | 12番 前田 耕次 |
|----------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- |       |
|-------|
| 岩山 澄男 |
|-------|
- 7 事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 吉村 昌展 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後2時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今から令和3年第8回総会を開催いたします。本日の出席は19名中17名で、定数に達しておりますので、本総会が成立している事をご報告いたします。ちなみに欠席委員、4番縄田委員、12番前田委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長のほうより指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、ありがとうございます。それでは、7番 俵委員、8番 中嶋委員よろしくお願ひいたします。大雨が降る大雨が降るといふこととかなり脅されましたが、それなりにこの雨で終わったことはよかつたんじゃないかなとゆうふうには思っています。私の家にご存じの方はご存知と思うんですが、川のへりであと20cmで床下浸水しているところまでは行きましたけども、これは2、3年に一度ある事、床上浸水は10年に一回ぐらいありますけど、恒例の大雨で床下がきれいになるかなとゆうふうには思っておりましたけど、それもなく終わったことに、家のかみさんは非常に喜んでおりました。皆さんの所にも被害がもしあったら何ですが、なかつたことをよかつたとゆうふうには思っております。それでは、議案のほうに議事のほうに入りたいと思います。</p> <p>議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>自身で耕作管理が困難となつた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしています。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の`転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。ちなみにですね2名なんですが、1名前田さんだったんですが、検査入院されたとゆうことで、伊藤さん一人で報告されますので、ご協力よろしくお願ひいたします。</p>

伊藤委員	<p>よろしくお願いします。それでは、●●●●さん資料の1を、場所的には●●●●を過ぎて●●●●を過ぎて●●●●という地区があるんですが、それぐらいしか言えないんですが、●●●●さんといったら、たくさん耕作をしてらっしゃるんで、特に申し上げることはございません。問題はないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それとですね、地元推進委員も、今日、欠席でございます。●●●●はほとんど全部欠席の地元委員の報告になるんですけど、このことについて、●●●●さんのことについてわかる農業委員さんいらっしゃいましたら補足ありましたらお願いいたします。農業委員さんだれなん？</p>
倉増委員	<p>ちょっと、私、聞いてないもんで。申し訳ないです。はい。</p>
議長	<p>わかりました。一番小さな畑を見に行ったんですが、2ヵ所ほど確認したんですが、実はですね小さな畑だとゆうふうに思っていました、結構大きな畑でございます。てゆうのが、地籍調査が入りまして合筆等がされまして、私たちが見に行った時の農家台帳の数字と実際の形等々が変わってございました。きちんと耕作されておりますし、山の奥の方に小さいのがあるんですが、これは柿と栗が植えられておるのは、今まで何度かですね他の方の現地調査で見えておりますので、やっておられるとゆうふうに思っております。栗の下にはですね、ふきを植えられておりまして、通信販売ですか定期的に送られる農作物の中にですね、ふきを入れたりいろんなものを入れて送っておられるようでございます。私の知っている範囲はその範囲でございます。委員の皆さんのほうより何かご意見等ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。</p>
岸委員	<p>ちょっと、これを見ると●●●●●●や●●●●●●に名前が2段になってかっこが付いているのは？</p>
事務局	<p>はい、よろしいですか。かっこに●●●●さんの名前が書いてあるのは、●●●●さんが利用権で借りられているので、かっこで下に●●●●さんと記入して書きます。申請地もかっこでされているんですけど、それは後ほど合意解約でします。以上です。</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。</p>
岸委員	<p>はい。</p>

議長	はい。それでは、採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成によって議案第1号原案の通り決定をいたします。 それでは、続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	<p>6件朗読。</p> <p>1件目。申請者は●●●に本店を置く再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。申請地は、●●●●●から西へ1.4kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は●●●に本店を置く再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。申請地は、●●●●●から南西へ890mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力38.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請者は●●●に本店を置く再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。申請地は、●●●●●から南西へ920mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請者は●●●に本店を置く再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。申請地は、●●●●●から840mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力99キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

	<p>5 件目。申請者は●●●に本店を置く建築業を営む法人です。申請地は、●●●●●から北東へ1. 8 k mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、貸資材置場を設置するものです。●●●●●が造成し、株式会社●●●●へ賃借されます。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>6 件目。申請者は●●●に本店を置く建築業を営む法人です。申請地は、●●●●●から北東へ1. 8 k mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、貸店舗用地、駐車場を設置するものです。●●●●●が造成、店舗を建築し、株式会社●●●●へ賃借されます。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。
伊藤委員	<p>はい。それでは、農地法第5条番号1の所です。前田さんの原稿を預かっていますので、読みます。現地は、●●●●●の県道●●●号を●●●方向に向かい●●●に架かる●●●の手前を右折し川沿いに約200mに行った所にある休耕田です。太陽光発電設備の設置の申請です。周辺には既に太陽光設備が設置されており特に問題はありません。よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして2、現地は●●●●●入口手前の●●●●●号の南側で、●●●の北側のある休耕田と畑です。太陽光発電設備の設置の申請ですが、周辺には既に太陽光発電設備が多く設置されており特に問題ありません。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に3です。現地は先程の2番の南東側の畑で南側は●●●に接しています。太陽光発電設備の設置の申請ですが、2番同様周辺には既に太陽光発電設備が多く設置されており特に問題はありません。よろしくお願ひいたします。</p> <p>4番。現地は3番の西に接する休耕田と畑です。太陽光発電設備の設置の申請ですが、3番同様周辺には既に太陽光発電設備が多く設置されており特に問題はありません。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に5番ですね。これは●●●●●に●●●●●があります、その向かい側にあります●●●●●のお店のすぐ隣の土地です。その土地の向こう側に●●●●●という会社があります。この土地を道路側とその後ろ側2つに分けて、5の方が●●●●●という会社の駐車場になります。そして6が●●●●●の貸店舗駐車場とゆうことになります。特に問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願ひいたします。
山縣推進委員	はい、地元委員の山縣です。今、伊藤委員さんが言われたように1番から4番までは●●●●●の太陽光発電で、別段もうあそこは太

	<p>陽光だらけで問題はないと思っています。5番6番については、今、伊藤委員さんが言われたように●●●と●●●●があり借りるとゆうことで何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
井町委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい。</p>
井町委員	<p>あの、1と2と3と4で代表取締役が●●さんですが、会社の名前が違うんですけど。</p>
議長	<p>会社がどうも2つも3つもあるみたいで、住所は一緒らしいです。たぶん一つのオフィスの中に会社は何個かにあるんだとみております。時々太陽光をやられるところは、県でも出てくるんですけど、こうゆうのがあります。片方は横文字で出て片方はカタカナで出てくるのがありますので、その辺については会社同士が2社されておる、税金対策もあるんじゃないかと思えますけれど、そうゆうことでございます。他にございませんか。ありませんようでしたら採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし、番号4を常設審議委員会の方に附します。それでは、続きまして議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。 令和2年4月28日付で太陽光発電設備の設置の為の転用許可を受けた農地ですが、申請後に製品企画の変更、また設置に適さない箇所があった為、パネル枚数を308枚から228枚に変更する申請です。令和3年4月21日に完了報告を受け確認したところパネルの枚数が違ったため変更申請を提出してもらったものです。以上でございます。審議の程よろしくをお願いします。</p>



<p>議長</p>	<p>3件目。申請地は、●●●●●から南東に2.6kmの位置にある農用地区域内農地です。面積が0.81㎡となっていますが、これはアンテナの面積で永年転用される面積が正しくは14㎡です。訂正しお詫び申し上げます。こちらは、携帯電話基地局を設置する為の農振除外です。</p> <p>4件目。申請地は、●●●●●から北に2kmの位置にある農用地区域の農地です。先月の総会で審議していただいた箇所に追加の申請になります。外国人労働者の雇用が増えるため、宿舍の建設、現在借りている駐車場の契約期限が終了する為、職員利用者駐車場、交流運動広場を設置する為の農振除外です。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> <p>農用地区域除外申請書1番です。現地は、●●●●●から●●に向かう●●●●●号沿いの●●●●●先から右折して突き当たった所に当たります。道路側の休耕田で農家住宅、倉庫、車庫を建てる為の除外申請で特に問題はありません。よろしく申し上げます。</p> <p>2番。現地は、●●●●●で●●●●●の前を通る●●●●●号を●●方面に向かうと、右手にお寺がありそこから北に進んだ●●●の右岸にある畑地です。20年前から耕作放棄され、現在は杉が植林されており特に問題はありません。よろしくお願いたします。</p> <p>3番。●●●●●がありましてここを上がって入りましたら●●さんという場所がありまして、携帯基地局を建てるという特に問題はないと思います。</p> <p>4番です。これは、●●●ですかね、●●の●●というレストランのすぐ後ろにこの土地があります。もう草が凄く茂っていますが、これを今度利用されるという特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと、訂正をしときます。3番、場所はですね、●●の方から●●の方に向いて行きましたら、●●の峠を登り切った所を、ちょっと下った所から右に行けば●●●、●●●●の方へ上がります。それを100mもないですね、2、30m過ぎた所を左に高速道路のカルバートをくぐって入った所が●●●でございます。この入ったすぐの所でございます。場所がはっきりしてなかったもんで訂正をしときます。それでは、地元委員さんより補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
<p>山田推進委員</p>	<p>はい、伊佐地区の山田です。1番と2番が担当ですので、いっぺんにやりたいと思います。伊藤委員が言われた通り異常はありませんのでご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議長	3番。
阿川推進委員	はい、伊佐地区阿川と申します。前件の現地調査が早く終わったという事で、私、現地に行きましたけど、すでに終わったという事であると確認しました。異常はないと思います。伊藤委員さんの言われた通り問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願ひします。
議長	はい、4番。
嶋田推進委員	於福の上地区担当の嶋田です。伊藤委員さんご説明のとおり何ら支障はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございます。4番ですけれど、今まで抵当権があつてできなかった部分が、抵当権が抹消されたとゆうことで、いちばん最初の状態に戻ったのではないかとゆうふうに思っております。よろしくお願ひします。（「はい」の声）委員の皆さんへ何かご意見等ございましたらお願ひいたします。はい。
馬屋原委員	4番は、前回と、総面積で問題はないんかね。これぐらいの面積は問題ない。
議長	問題ありません。
馬屋原委員	前なんぼから、県のほうから。
議長	今は、4haになって、以前が2haで農地法が変わってから4haに増えてます。
馬屋原委員	それなら問題ない。はい。
議長	ありませんでしたら、採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして、原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見とすることに、賛成の委員の挙手をお願ひいたします。

委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は、協議結果を附して市長の方に報告いたします。 それでは、続きまして議事順位第5 報告第1号 畑地造成事前報告について事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 申請地は、●●●●●から南東に3.5kmの位置にある田と畑です。耕作管理をしやすくするため畑地造成されるものです。畑地造成が終わった後は、果樹を植えられる予定です。この件につきまして、造成される申請者と所有者は別の方ですが、所有者からの承諾書をいただいています。また、畑地造成は報告案件ですが、令和3年5月頃からすでに造成を開始されていますので、始末書も提出されています。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、報告よろしくをお願いします。
伊藤委員	畑地造成事前報告、現地は、●●●●●で●●●●●から●●●●●に向かう●●●●●号の●●●●●、果樹栽培を計画されており耕作管理がしやすいため、事前報告が出されました。現地を確認しても特に問題はありません。よろしくお願いいいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いします。
阿川推進委員	はい。前件もすでに、終わっておりましたので、後日行きまして確認しました。問題ないと思われますので審議の程よろしくお願いいいたします。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと、30分ちょっと早く現地調査が進みましたので、委員の皆さんより何かご意見等ありましたらお願いいいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) はい。特に発言ないようでございますので、以上で、報告第1号を終わらせていただきます。 それでは、議事順位第6 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを、事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。

事務局	<p>朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●から南東に2.6 kmの位置にある第2種農地になります。こちら面積が1565㎡の内0.81㎡となっていますが、正しくは1565㎡の内14㎡になります。申し訳ありません。こちらが携帯電話基地局を設置する届出です。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。先程、除外申請の所で現地についての説明は報告がありましたので、端折らせていただきます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。特にありませんか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。特に発言ないようでございますので、以上で、報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>農地法第3条農地所有権移転のため双方の合意により解約されたものです。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。これは、3条による所有権移転で出てきた案件に絡んでの合意解約でございます。何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは、特にないようでございますので、以上で、報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第8 報告第4号 農地転用現況証明について、事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5件朗読。</p> <p>申請が2筆。20年以上前に耕作放棄後、現在は、原野、山林となっている状況でございます。</p> <p>申請が1筆。昭和17年頃より宅地の一部として利用され現在に至ります。</p> <p>申請が1筆。昭和の初め頃より宅地の一部として利用され現在に至ります。</p> <p>申請が1筆。昭和11年に●●●●●から土地を譲り受けたが地目変更されず、鉄塔用地として利用され現在に至ります。</p> <p>申請が2筆。●●●●●番につきましては平成の初めの頃に耕作放棄後、現在は、樹木（イチョウ）が生育している状況でございます。</p>

議長	<p>ます。●●●●●番につきましては、平成の初め頃より、通路の一部法面となっている状況でございます。以上報告します。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
伊藤委員	<p>農地転用現況証明処理報告の1なんですが、前田さんが説明されるはずだったので、ちょっとわからないんですけど。</p>
議長	<p>あの、あとで私の方でします。</p>
伊藤委員	<p>では、2番。資料16ですけども、●●●の●●、●●という所で、高速専用道路の下の高架の近くになるんですが、●●の●●●●●から橋を渡って、●●の方に行くそちらにあります。写真を見ていただいたらわかるように、細長い申請地です。写真を見ればわかるように何もできない状態です。</p> <p>3番もその隣の、近くの土地で●●さんの土地です。これも細長い土地が申請で出ていますけども、これもどうもならない特に問題はないと思います。</p> <p>そして、4番。これは●●●の●●●●●の中の駐車場の一部にこういった場所がありまして、よく知らなかったんですけども、確かにそのまま場所が残って、何だろうかと思って、これもこのままで仕方ないなと思っています。</p> <p>それから5番。これは●●なんですけども、●●というところです。ちょっとこれ場所がよくわかりませんが、写真を見ていただいたらわかるように、通路にもなっており法面あり木がいろいろ生えておりまして、これも特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、1番につきまして、ちょっと私の方から説明をいたします。29ページを見てください。位置図があると思います。片方の●●●●●ですが、こちらは取り下げになっておりますので、右側の方はございません。よって30ページの方はありません。これ実際に行ってみましたら、梅と柿が植えてありまして、ただ草が刈ってなくて藪になってたという事で、これはボツだとゆう事で取り下げになりました。その次のページなんですけども、●●のお寺の前を●●の方から行けば旧道を左に曲がって、●●●っていう集落が昔ございました。それに入る道をですね元の●●●●●の下を通りまして、ずっと奥に入って行きましたら●●ってゆうんですかね、いちばん下の最後の現在残っているいちばん最後の集落、てゆうのも●●●という集落は●●●●●にすべて買収されまして集落がなくなりましたんで、その手前の集落で●●●の方に向いて行きましたら、左側の山でございます。別段問題ないとうふうに思ってみてまいりました。それと、5番目は、これ●●の●●という所のお寺の上がり口の法面とそれとお寺の本</p>

	<p>堂の横の山といったらいいですかね、結構大きな木が生えていました。ていうところでございます。●●の●●ですね新しい道路で●●●の方に行くのと●●に行く交差点がございますけれど、この交差点を●●方面に走っていきましたら、右側に自動販売機がある駐車場があります。時々覆面のパトカーがネズミ捕りをやっているという事ですが、その手前を左に降りて行った下の集落でございます。場所的にはそういう所になります。以上でございます。それでは、地元委員の方より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
山田推進委員	<p>はい、1番伊佐地区の山田です。今、会長がほとんど言われましたので審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>あ、すみません。2番、3番、4番につきましては、今日欠席でございますので、地元の農業委員さんで分かればお願いをしたいと思えます。</p>
倉増委員	<p>場所はわかるんですけど、ちょっと現状を見てませんのですみません。</p>
議長	<p>はい。2番。3番につきましては、これもうかなり前から家が建っておりまして、その家の間といいますか若干農地が残って宅地の一部として接続、以前にもこの所で同じ所で現況証明が出たことがございます。今回何かいろいろどう言ったらいいんですかね、相続等々関係でわかれたような関係でございます。4番につきましては、完全に以前、送電線の鉄塔が建って居った所でございます。あれ、何てゆうんですかねあそこは体育館みたいのがありますが、「(●●●●●で今なんてゆうんかね・・・)」の声) その敷地の中です。それで以前も、●●●の関係で●●が公表されたようなんですが、鉄塔の規格が変わった関係で、ここから鉄塔がもう撤去されております。話によるとこれを●●の方に売却する為に今回の現況証明のようでございます。まあ、そういうところでございます。●●についてはいらっしゃいますかね。</p>
三戸推進委員	<p>はい。秋吉の推進委員の三戸ですが、先程会長が言われた通りよろしくご審議申し上げます。</p>
議長	<p>もう一回言っときますけど、●●●●というのは●という字に●でございます。ちょっと、はっと最初見せられたら何と読むんでしょうという感じになります。委員の皆さんへ何かご意見等ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。「はい」の声。特に発言ないようでございますので、以上で、報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第9 報告第5号 農地法に基づく農用地の軽微な変更についてを事務局より報告事項の朗読並び</p>

事務局	<p>に説明をお願いします。</p> <p>朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●から北東に5kmの位置にある農用地区域内農地です。既存の農業用倉庫だけでは手狭となった為、新たに農機具置き場、車庫を設置するための軽微な変更です。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
伊藤委員	<p>農用地区域内の軽微な変更の申出、これは、●●●●●、●●●●●の側を通りました。それぐらいしかわからないですけど、その近くにこの土地宅がありまして農機具置き場、車庫を作られるという事で、それも法人の為の物らしいので特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より今日休んでいるので、いらっしゃいます。これは多分わかると思います。よろしくをお願いします。</p>
倉増委員	<p>申請の代表者です。場所は、それこそ今言われたように、だいたいわかりにくい所なんですけど、●●という所があるんですけどその手前から右側に入った所です。すぐ近くにすぐへりに今まで倉庫を借りてたんですけど、それを売却してもいいという事で買ひまして、ついでにそのへりにある倉庫の土地の地主さんからそこを譲り受けて、そこに倉庫を建てようという事になりまして、この度届け出したという事でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。本来であれば退席してもらってところでございますけれど、報告事項でありますので、きちんとした説明ありがとうございます。委員の皆さんへ何かご意見ございませんか。ありませんようですので、以上をもちまして報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、その他の方に入りたいと思います。農業相談の結果についてお願いいたします。</p>
岸委員	<p>農業相談日8月10日、3件ございました。簡単に報告いたします。農業相談の農業委員は、中野修さん中野修委員、それから今日欠席されている前田耕次、それから私、岸でございます。</p>

1件は、●●●●●の方で、高速道路の管理の問題で、農業用水に用水路にですな笹の葉が詰まって水が出られないということでございます。で、経過を聞いてみますと当時道路公団時代はですな、年4回その所を刈ると口頭で約束してですな移行されてたと、しかし●●●●●に代わってからですな、それがきっちり移行されず苦情を言うとその都度スコップ、本来従来だったらなんにも人数がなかったところをですな、苦情を言うとそのの方が一人だけ来てスコップで取るんですけども、完全に取りきれれていないという事、水も流れないという事で田作にですな、これちょっと支障をきたしているという事で、何とかならないだろうという事でご相談に参ったという事でございます。いろいろ聞いてますと従来は多少の人数でもできたのが、年4回だったのが1回しか来れないという事で、当時口約束しかしていないので、念書なりなんなり取って何とかできないのかという事が一点、それから今年そうゆう水が流れないとゆう事もあってですな、当面の保証はとれないだろうとゆう事が、相談の両方合わせて2件の相談の中身です。これ、移行の問題とですな、米の保障という問題がありますんで、農業委員よりもまず美祢市のですな法律相談日がありますんで、まずそこでですな、どうゆう対策、対●●●●●含めてどうゆう対策をとったらいのかという事をよくご相談になったらいかがでしょうかという事で申しております。そしたら、ご本人さんはですな弁護士と相談するとゆう事で当日はお帰りになりました。

それからもう一つはですな、●●●●●で●●●●●の近くのですな圃場整備された中山間地域の農地で、ご相談に来られた方がお父さんの時代に農地整備されたようなんですが、もう高齢ですなご本人さん女性の方なんですが、しかも高齢で管理もできない今後どうすればいいのかとゆう事教えてほしいとゆう事でご相談に参られました。いろいろ協議をしまして一応傾斜に近い圃場整備地域ですからね、次の借り手もなかなか自分たちでは見つからないという事でんで、農地中間管理機構に申請をして借り手を探してもらったらどうかとゆうことを申してその通りするという事で、農林課の方へですなその手続きの相談に行かれたという事でございます。

それから3番目。7月16日にですな●●●●●号沿いの●●バス停近くの田んぼにですなタンクローリーが突っ込んだと、突っ込まれた方がご相談に入って、田んぼはですな今年は作付けはなかったんで、田んぼには損害が出るような状況はないんだけども、ガラスと破片が落ちているフロントがかなり破れているんで、ガラス等の破片の処理、除去等に費用を請求してよいかどうかとゆう事でご相談に参った。なんでご相談に来たか福祉員に相談したらですなこれは農地に関係だからより農業委員会に相談しなさいという事で、こちらに来られたんですな。相手の運送会社は保険会社を通じておるようなんで、その保険会社をご存知ですかと聞きますと、保険会社知っているという事なんで、保険会社とよく交渉をしてくださいと、交渉していけないっていうことはないんで交渉してくださいという事で、本人もわかりましたという事で納得されてお帰りになりました。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。ご苦労さんでございました。それでは、委員の皆さんから何かご意見等提案等ございましたらお願い

事務局

いします。ないようでございますので、事務局より今後の日程等報告をお願いします。

今後の日程についてになりますが、本日配布しております令和3年9月の日程についてをご覧ください。総会は、9月15日、水曜日、午後2時から美祢市民会館2階大会議室で行います。次に、農業相談日は、9月14日、火曜日、時間は9時から11時30分を予定しております。当番委員は、美祢地区縄田善博委員、美東地区倉増知委員、秋芳地区武藤康志委員よろしく願いいたします。続きまして現地調査は、9月7日、火曜日を予定としております。当番委員は、萬代泰生委員、石田健治郎委員、集合場所は、農業委員会事務局に8時50分集合でお願いいたします。

事務局

号令

午後15時15分開会

議事録は正確なることを認め署名する。

令和3年8月18日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_





